



第66号

登録番号 (30) 1
平成30年5月29日
東京都第一市街地整備事務所
中央区勝どき1丁目7番3号
第一市街地整備事務所ホームページ
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/daiichiseibi/index.html>

選挙人名簿の再縦覧を行います

六町四丁目付近土地地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿につきましては、平成30年5月11日から同月24日まで縦覧を行っておりましたが、選挙人名簿に記載すべき権利者でありながら記載されていない方が数名いることが判明しました。

このため、選挙人名簿を修正の上、再縦覧します。

関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけすることになりましたことを深くお詫びいたします。

【選挙人名簿の再縦覧】

選挙人名簿は、平成30年6月2日(土)～同月15日(金)の間、土曜日・日曜日も含め毎日午前9時から午後5時まで、六町地区整備事務所(足立区六町三丁目4番36号)で縦覧します。この期間内であれば、名簿に対する異議申出ができます。

【立候補の届出】

立候補の届出期間を、平成30年6月26日(火)～7月5日(木)に変更いたします。土曜日・日曜日も含め毎日午前9時から午後5時まで、六町地区整備事務所にて受け付けます。

※なお、投票日は平成30年7月15日(日)で変更はありません。

【選挙権と被選挙権】

選挙人名簿の作成基準日(平成30年4月26日)現在、宅地所有者または借地権者として名簿に登載されている方が、選挙権(投票する権利)及び被選挙権(立候補する権利)を有します。したがって、所有権と借地権をともに有する方は、それぞれの権利に対して1つずつの選挙権と被選挙権があります。ただし、被選挙権の行使はどちらか一方に限られます。

裏面の【立候補及び投票を行う上で縦覧期間中に届出が必要となる場合】に該当する方は、所定の手続きをお願いします(受付は六町地区整備事務所で行います。)

【立候補及び投票を行う上で縦覧期間中に届出が必要となる場合】

届出が必要な方	必 要 書 類	手 続
<p>権利者死亡による相続登記がなされていない方（借地権者も含む）</p>	<p>①権利変動届出書（用紙は六町地区整備事務所にあります） ※実印を押印してください。 ②相続を証する書類 ・土地登記簿謄本 ・死亡された方と相続人との関係がわかる戸籍謄本 ・相続人の住民票 ・その他相続の事実が記載された書類（遺産分割協議書等） ③相続人の印鑑証明書</p>	<p>平成30年4月26日までに相続があった権利については、名簿縦覧期間中に左記書類を提出いただければ選挙人名簿に対する異議申出を受け付けます。</p>
<p>共有で・・・ ・代表者選任通知が未提出の方 ・代表者選任通知が提出済みで、共有の構成員に増減、異動があった方 ・代表者選任通知が提出済みで、代表者の住所に変更があった方 （借地権者も含む）</p>	<p>①代表者選任通知（用紙は六町地区整備事務所にあります） ②共有者全員の実印（代表者選任通知に押印されていれば不要） ③共有者全員の印鑑証明書</p> <p>☆既に代表者選任通知を提出済の方でも、<u>共有の構成員の変更、代表者の住所が変更になった方は、再度提出が必要です。</u></p>	<p>名簿縦覧期間中に左記書類を提出いただければ選挙人名簿に対する異議申出を受け付けます。</p>

※上記の届出等必要な手続を済ませていないと、選挙人名簿に対する異議申出や立候補、投票をしていただくことができませんのでご注意ください。

この選挙事務についてのお問合せ先
 東京都第一市街地整備事務所 管理課 調査清算担当 03-3534-3405

日 程

事 項	期日・期間	事 務 の 概 要	
選挙期日の公告	平成30年4月6日(金)	東京都公報に登載しました。	
選挙人名簿作成基準日	平成30年4月26日(木)	基準日現在における宅地所有者及び借地権者が、選挙人名簿に登載されます。 この名簿に登載された方だけが、選挙権及び被選挙権を行使できます。	
選挙人名簿の再縦覧及び名簿に対する異議申出	<u>平成30年6月2日(土)から同月15日(金)まで</u> (2週間) (土曜日・日曜日を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧場所 六町地区整備事務所 電話(5851)2032 ・縦覧時間 午前9時から午後5時まで ・名簿に誤りや記載漏れがある場合は、この期間中に異議の申出ができます。 ただし、共有の場合は、代表者だけが異議の申出ができます。 	
選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告	<u>平成30年6月25日(月)</u>	選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数(宅地所有者・借地権者別)を東京都公報に登載します。	
立候補の届出	<u>平成30年6月26日(火)から7月5日(木)まで</u> (10日間) (土曜日・日曜日を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・受付場所 六町地区整備事務所 電話(5851)2032 ・受付時間 午前9時から午後5時まで 立候補をされる方は、この期間に届出をしてください。ただし、次のいずれかに該当する方は、立候補はできません(欠格条項)。 <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者 ・成年被後見人または被保佐人 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者 	
立候補者の氏名及び住所の公告	<u>平成30年7月6日(金)</u>	立候補者の氏名及び住所を東京都公報に登載します。	
無投票※	投票を行わない旨の公告	<u>平成30年7月6日(金)</u>	届出のあった候補者数が選挙すべき委員数以下の場合は投票は行いませんので、その旨を東京都公報に登載します。
投票	選挙場等の公告	<u>平成30年7月10日(火)</u>	選挙場、投票時間、開票日時を東京都公報に登載します。
票※	選挙期日(投票日)及び開票日	平成30年7月15日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙場 六町地区整備事務所 ・投票時間 午前7時から午後8時まで ・開票時間 午後8時10分から

※無投票となった場合は7月6日以降に「投票を行わない通知書」を、投票を実施する場合は7月10日以降に「投票実施通知書」を選挙権を有する方に送付します。

「投票実施通知書」は選挙当日、選挙場において投票用紙と引き換えますので、必ずご持参ください。

建築行為等の制限について

六町地区において、以下の建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、東京都知事または足立区長の許可が必要になります。

- 建築物、その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- 盛土、切土、埋立等による土地の形質の変更
- 移動の容易でない物件の設置もしくはたい積

ただし、原則として従前地における建築行為等はできませんので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。なお、建物の老朽化により危険な状態になるなど、特別な事情がある場合は、別途ご相談ください。

【問い合わせ先】 事業課計画担当

【問い合わせ先】

審議会について	管理課調査清算担当	03-3534-3405
補償契約について	補償課補償担当	03-3534-3407
移転計画、物件調査について	補償課移転担当	03-3534-3413
事業計画について	事業課計画担当	03-3534-3419
換地に関することについて	事業課六町換地担当	03-3534-3427
建築行為等の制限について	六町地区整備事務所工務担当 または事業課計画担当	03-5851-2032 03-3534-3419
各種申請の受付など	六町地区整備事務所工務担当	03-5851-2032
工事に関することについて	六町地区整備事務所工事担当	03-5851-2034